



2024年3月8日

各 位

会 社 名 シキボウ株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 尻家 正博  
(コード番号 3109 東証プライム)  
問合せ先 執行役員  
コーポレート部門長 伊丹 秀典  
(TEL 06-6268-5421)

### 第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権 (行使指定・停止指定条項付、「サステナブルFITs(※1)」)の発行に関するお知らせ

当社は、2024年3月8日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行を決議しましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権の払込み及び行使により調達する資金の用途に関しては、「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)(※2)」、「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)(※3)」及び「サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)(※4)」(以下「原則類」と総称する。)の特性に従うものである旨、第三者評価機関である株式会社日本総合研究所からサステナビリティインパクトレビュー(以下「本レビュー」という。)を取得しております。本レビューでは、「SDGs(Sustainable Development Goals)(※5)」の目標及びターゲットへの貢献についても評価されています。

- ※1：本新株予約権と同形式の資金調達手法について、その特徴を踏まえ、割当予定先である野村證券株式会社(以下「割当予定先」という。)が使用する呼称(Flexible Issuer's Transactionsの略称)
- ※2：国際資本市場協会(ICMA)により策定されたグリーンボンド発行に係るガイドライン
- ※3：国際資本市場協会(ICMA)により策定されたソーシャルボンド発行に係るガイドライン
- ※4：国際資本市場協会(ICMA)により策定されたグリーン及びソーシャル双方の性質を持つ債券発行に係るガイドライン
- ※5：国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標

#### 1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2024年3月26日
(2) 新株予約権の総数	12,500個
(3) 発 行 価 額	新株予約権1個につき金496円(総額6,200,000円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：1,250,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は854円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,250,000株であります。
(5) 資金調達の額 (差引手取概算額)	1,519,950,000円(注)

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 1,219 円 行使価額は、2024 年 3 月 27 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。）の 90.5% に相当する価額に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	野村證券株式会社に対する第三者割当方式
(8) その他	当社は、割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定することができること、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権を取得すること、割当予定先は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において合意する予定であります。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」及び別記「6. 割当予定先の選定理由等（6）その他」をご参照ください。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額（発行決議日の直前取引日の東証終値）で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の資金調達額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的

当社グループは、日本の紡績業の近代化に向けて 1892 年有限責任伝法紡績会社が設立されて以来、約 130 年にわたって繊維メーカーとして新しい素材と機能を社会に提案してきました。「わたしたちは、シキボウグループのものづくり技術・ものづくり文化で新しい価値を創造します」—安心・安全・快適な暮らしと環境にやさしい社会の実現へ—という経営理念のもと、「繊維」「産業材」「不動産・サービス」の各事業分野において、他社には真似のできない独自の機能や技術力を活かした商品づくりを追求するとともに、顧客ニーズに沿った商品提案やサービスの向上に取り組んでおります。

当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の影響により働き方・生活・価値観が大きく変わり、また、サステナビリティ・環境問題への取組みが急速に進む中、脱炭素社会の進展等、不確実で先が読みにくい状況が続くものと考えられます。

このような事業環境においても、上記課題に取り組み、更なる成長を続けていくために、当社グループの方向性、価値観、存在価値等を長期ビジョン（ありたい姿）に描き、創立 150 年である 2042 年に向けた

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

長期ビジョン「Mermaid 2042」を策定しております。

長期ビジョン「Mermaid 2042」の実現に向けた第一歩として、2022年に策定した中期経営計画「ACT ION 22-24」では、3つの基本方針「①経営基盤の強化」、「②次の革新的成長に向けた取組」、「③サステナビリティ経営への取組」を掲げ、コロナ禍からの復活を目指すとともに、成長のレベルをさらに加速させ、新たに創ること、新たな取組みへの挑戦をしております。

「①経営基盤の強化」としては、新たな市場展開に向けた設備投資として、リネンサプライ事業において大阪・関西万博を見据えた事業拡大のための工場増設に取り組んでおります。また、新中核事業と位置付ける化成品事業を成長ステージの軌道に乗せるため、2023年4月に主力の食品用増粘安定剤におけるブレンド（粉体の混合）製品の生産能力の増強及び品質向上の実現等を目的として、新工場建設の設備投資計画を公表いたしました。繊維セグメントにおいては、ファッションブランドである株式会社アンリアレイジへの出資を含めた業務提携の強化や、ユニチカトレーディング株式会社との企業間連携を継続して進めることにより、売上拡大を目指しております。グローバルネットワークの連携強化による海外市場の開拓としては、繊維セグメントにおいては台湾、インドネシア及びベトナムを中心とした連携強化により、国内外の当社グループと連携しながら海外市場の開拓を進めております。さらに、事業管理指標ROICの導入により、資本効率を重視した既存事業の稼ぐ力の向上と事業ポートフォリオの見直しに注力しております。

「②次の革新的成長に向けた取組」としては、複合材料事業は、当社グループが有する大型設備や製造技術を生かし、省エネルギーや軽量化が求められる航空機等の輸送機器関連をはじめとする様々な分野において市場開拓に取り組めます。

「③サステナビリティ経営への取組」としては、カーボンニュートラル社会実現に寄与する設備投資として、2022年に長野事業所にCO<sub>2</sub>排出量の削減を目的とした自家消費型太陽光発電設備を設置しました。地球環境に配慮した製品や社会課題を解決する製品の開発及び販売強化として、サステナブル製品やフェムテック製品の開発により、新たな市場開拓を進めながら、多様な人材の確保と育成により人的資本の充実を図り、グローバル展開、成長領域への展開を進めております。

新中核事業と位置付ける化成品事業は、主力の食品用増粘安定剤の販売拡大に向けて、当社連結子会社である株式会社シキボウ堺（以下「シキボウ堺」という。）において、2025年1月の稼働を目指して新工場建設のために約37億円の投資を計画しております。最新設備を2ライン導入することで生産量は最大で約2.5倍となり、ブレンド製品の品質向上、取扱品目の拡大、事業拡張に向けたスペースの確保が可能となります。

食品添加物（増粘安定剤）は、「健康志向」や機能性・利便性等の「高付加価値」のニーズを取り込むことで、人口減少が進む日本においては、高齢者向けの補助食品等、機能性食品の需要増、食の多様化ニーズを受けたビジネスチャンスが拡大しております。

人口増加が進む海外市場においても「健康志向」の高まりにより、市場規模の拡大が見込まれます。当社の取り扱う食品添加物（増粘安定剤）は、サステナブルな植物由来であることから、将来的に需要が高まると予想され、2025年1月の新工場稼働による生産拡大は、当社グループの成長に大きく繋がるものと考えております。

また、新工場の室内は、高度な品質要求レベルにも対応可能となる国内有数の高いクリーン度を備えた設計とし、これまで対応が困難であった分野においても取組みが可能となります。

今般、その設備投資資金の一部を調達するために当社は本新株予約権の発行を決定いたしました。今回の資金調達により、上記に記載した成長に向けた取組みを推進し、今後当社グループの一層の経営安定化と企業価値の向上を図ることで、株主の皆様をはじめとしたステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスの実施に際しては、当社グループが事業活動を通して環境及び社会課題解決に向けた取組みを一層進める方針であることを明確化し、当社グループの企業価値の向上へ

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

の取組みに関してより理解を深めていただくために、当社グループのこれまでの取組みや、今般調達する資金の充当先に関して、環境インパクトや社会貢献インパクトを第三者の目から客観的に分析し、評価していただくことが肝要であると考えました。

この点に関連して、インパクトの評価手法に関しては今般の調達手法であるエクイティ・ファイナンスを対象とし、かつ広く認知された指針等は現状では確認できないものの、デット・ファイナンスを対象としたインパクトの評価指針である原則類を用いることについて、株式会社日本総合研究所よりかかる点について助言を得ました。原則類はグリーンボンド・ソーシャルボンド・サステナビリティボンドという各債券の発行の際に、調達資金の用途、プロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理、レポートニングという4つの要件について、その各要件とその枠組みを評価する指針です。今回のエクイティ・ファイナンスは、債券の発行ではないことから、厳密な意味では原則類に適合することはありませんが、原則類の持つ評価特性を用いることで、今回のエクイティ・ファイナンスの環境インパクトや社会貢献インパクトに関する客観的な評価を得ることはできると考え、上記4つの要件とその枠組みについて同社より外部レビューを頂いた次第です。その上で、上記の設備投資の資金用途、そしてその設備投資により生産される当社製品の社会貢献度に関して、環境面・社会面でのポジティブインパクト創出が見込まれ、さらに、SDGsの達成への貢献も期待できる旨の意見をいただいております。本レビューでは、SDGsの目標及びターゲットへの貢献についても分析されています。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金用途、支出予定時期及び本レビューの概要につきましては、下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載しております。

## (2) 本新株予約権の商品性

### ① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は1,250,000株です。
- ・ 本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記②及び③に記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約の規定により当社が行使指定（下記②に定義する。）又は停止指定（下記③に定義する。以下同じ。）を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初1,219円（発行決議日の直前取引日の東証終値）ですが、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の90.5%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の下限（下限行使価額）は854円（発行決議日の直前取引日の東証終値の70%の水準）であり、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
- ・ 本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌取引日以降3年間（2024年3月27日から2027年3月26日まで）であります。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができません。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記②乃至④の内容について合意する予定です。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## ② 当社による行使指定

- ・ 割当日の翌取引日以降、2027年2月25日までの間において、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、臨機応変に資金調達を実現するため、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること（以下「行使指定」という。）ができます。
- ・ 行使指定に際しては、その決定を行う日（以下「行使指定日」という。）において、以下の要件を満たすことが前提となります。
  - (i) 東証終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回っていないこと
  - (ii) 前回の行使指定日から20取引日以上の間隔が空いていること
  - (iii) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
  - (iv) 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
  - (v) 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し（ストップ高）又は下限に達した（ストップ安）まま終了していないこと
  - (vi) 停止指定が行われていないこと
- ・ 当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から20取引日以内（以下「指定行使期間」という。）に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・ 一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、行使指定日の直前取引日までの20取引日又は60取引日における当社普通株式の1日あたり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数と1,181,082株（発行決議日現在の発行済株式数の10%に相当する株数）のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。
- ・ ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。
- ・ 当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

## ③ 当社による停止指定

- ・ 当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」という。）として、2024年3月29日から2027年2月26日までの間の任意の期間を指定（以下「停止指定」という。）することができます。停止指定を行う場合には、当社は、2024年3月27日から2027年2月24日までの間において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知いたします。ただし、上記②の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の2取引日以後に開始する期間を定めるものとします。
- ・ なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。
- ・ 停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

## ④ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

- ・ 割当予定先は、(i)2024年3月27日以降、2027年2月26日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが下限行使価額を下回った場合、(ii)2027年3月1日以降2027年3月4日までの期間、(iii)当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、(iv)当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合、又は(v)当該買取契約に定める禁止行為を行った若しくは割当予定先

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

から要求される行為を行わなかった場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権を全て取得します。

### (3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。また、当社の資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能な手法であるかどうかとともに、資本政策の柔軟性が確保されていること等も手法選択の判断材料といたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

#### (本新株予約権の主な特徴)

##### <当社のニーズに応じた特徴>

#### ① 約3年間にわたり発生する資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

- ・ 今般の資金調達における調達資金の支出時期は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、約3年間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、行使指定や停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。

#### ② 過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が1,250,000株（発行決議日現在の発行済株式数11,810,829株の10.58%）であり、一定の希薄化が生じるものの、最大の希薄化率は一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。また、本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっております。
- ・ 本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定を行わずとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにすることができます。

#### ③ 株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・ 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社普通株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 一定の水準の下限行使価額が設定されていること
- ・ 行使指定を行う際には、東証終値が下限行使価額の120%の水準以上である必要があり、また、上記「(2) 本新株予約権の商品性 ②当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高等を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式の交付による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

#### ④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

- ・ 資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記⑤乃至⑧に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ⑤ 本新株予約権の下限行使価額は 854 円（発行決議日の直前取引日の東証終値の 70%の水準）に設定されており、株価水準によっては本新株予約権の行使による資金調達の一部又は全部ができない可能性があります。
- ⑥ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑦ 当社の普通株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑧ 本新株予約権発行後、東証終値が 5 取引日連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

（他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴）

- ⑨ 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1 株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。  
社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性指標は低下いたします。  
本新株予約権においては、上記③に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上昇いたします。一方、当社普通株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### （1）調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1, 529, 950, 000	10, 000, 000	1, 519, 950, 000

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用、資金使途に対する第三者評価機関の評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 1,519,950,000 円につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載の内容を目的として、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
食品用増粘安定剤を製造する子会社の新工場設備投資資金	1,519	2024年3月～2027年3月

- (注) 1. 本新株予約権の行使状況又は行使期間における株価推移により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、自己資金又は借入金により充当する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、上記設備投資資金に追加充当する予定であります。
2. 当社は、本新株予約権の払込み及び行使により調達した資金を速やかに支出する計画であります。が、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

上記資金使途に係る詳細につきましては、以下のとおりです。

当社グループは、中期経営計画「ACTION 2 2-2 4」の取組みとして掲げているとおり、新中核事業と位置付ける化成品事業において、主力の食品用増粘安定剤の販売拡大に向けた設備投資を実施することにより、さらなる事業規模の拡大を目指しております。

こうした中で、2023年4月27日に、シキボウ堺におきまして、食品用増粘安定剤におけるブレンド（粉体の混合）製品の生産能力の増強及び品質向上の実現等を目的として、新工場建設の設備投資（以下「本設備投資」という。）を行うことを決定しました。

当社は、本新株予約権の発行による差引手取概算額 1,519 百万円を、当社からシキボウ堺に対する投融資を通じて本設備投資に充当することにより、新中核事業として位置付ける化成品事業における生産能力の増強及び品質向上の実現を図り、持続的成長に向けた経営基盤の強化やサステナビリティ経営への取組みを進めることを目指します。

なお、本設備投資は 2025 年 1 月までに完了する予定ですが、かかる完了予定時期までに本新株予約権の行使による必要な金額の調達が完了していない場合には、一時的に銀行借入等から支出した上で、当該一時的に支出した借入金の返済資金等に、上記完了予定時期以後の本新株予約権の行使による調達資金を充当する予定です。

上記具体的な資金使途が、原則類が示す特性に従うものであることへの評価に関しては以下のとおりです。

当社は、本件ファイナンスの資金使途である設備投資とその設備投資により創出される環境・社会への影響に関して、第三者評価機関である株式会社日本総合研究所からレビューを受け、本レビューを取得しております。

本レビューの概要は、以下のとおりです。

### 1. 本資料の目的

シキボウ株式会社（以下、シキボウ）は、経営理念を「わたしたちは、シキボウグループのものづくり技術・ものづくり文化で新しい価値を創造します」とし、繊維事業で培った技術を応用して事業を拡大している。そのうち、化成品事業では、植物由来の食品添加物製造により、高齢社会における栄養不良の解消などを含む多様な食のニーズへの貢献を目指しており、今般、新たな設備投資による開発・製造

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

の拡大（以下、対象事業）を目的とした新株予約権型ファイナンスによる資金調達を企図している。

本資料の目的は、対象事業によってシキボウが創出すると想定される環境・社会への影響（以下、インパクト）について、株式会社日本総合研究所（以下、日本総研）がレビューを行い、そのレビュー結果をサステナビリティインパクトレビューとして公表するものである。

## 2. 発行者の役割とレビュー範囲

日本総研は第三者機関として、(1) シキボウの対象事業の目的、並びに対象事業によって創出されるインパクト及びSDGsへの貢献可能性、(2) 企業活動全般におけるESG（環境、社会、ガバナンス）面での方針・取り組み・実績の状況を対象に、以下の基準等に照らしてレビューを実施する。

- ・国連環境計画金融イニシアティブ「ポジティブ・インパクト金融原則」
- ・国際資本市場協会「グリーンボンド原則」「ソーシャルボンド原則」「サステナビリティボンド・ガイドライン」
- ・環境省「グリーンボンドガイドライン」 等

## 3. サステナビリティインパクトレビュー(要約版)

### (1) 対象事業が創出するインパクト及びSDGsへの貢献可能性

対象事業を通じて、SDGsのうち特に目標2「飢餓をゼロに」、目標12「つくる責任つかう責任」、目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」が設定するターゲットへの貢献が期待できる。



**「対象事業が創出するポジティブインパクト」:** 対象事業は、食用とされない植物の種子などの調達や増粘安定剤への加工、ブレンド技術を通じて、嚥下困難対策などを含む多様な食のニーズと、原産地における資源の有効活用の実現に寄与する。また、対象事業が創出する環境面・社会面へのポジティブ（改善）インパクトは、基準等に照らして妥当性を有すると言える。



**「インパクトの測定・マネジメント」:** 対象事業のもたらすアウトカム及びインパクト特定の結果、ポジティブインパクトが期待できると言える。また、インパクトについては多角的観点から網羅的に分析されている。



**「対象事業によって生じるネガティブインパクトの軽減」:** シキボウは、対象事業に伴うネガティブインパクトとして、製造に伴うエネルギー消費及びCO2排出、調達量拡大に伴う生産地への負担、製造・販売量の拡大に伴う従業員への負担の可能性を認識している。新たな工場においては、太陽光発電設備の導入や働きやすい労働環境の確保に取り組んでいる点が認められる。

目標	日本総研のオピニオン（要約）
<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>対象事業を通じて、多種類の増粘安定剤をより安定的に供給することが可能になり、食品メーカーを介して、高齢者の嚥下困難対策を含む多様な食のニーズへの対応に繋がる。</p> <p>よって、ターゲット 2.2「5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。」への貢献が期待できる。また、増粘安定剤はペットフードなどにも活用されており、ペットの健康維持を通じてペットと共に暮らす人々の生活の質の向上・満足度の増進に繋がることが期待できる。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>対象事業を通じて、タマリンド種子など、植物資源の非食用部を食品添加物の原料に有効活用を進めることができ、原産地における廃棄物の削減を実現できる。</p> <p>よって、ターゲット 12.5「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」への貢献が期待できる。</p>

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。



対象事業を通じて、再生可能エネルギーやより効率的な空調、製造ライン等の導入が進むことから、製品製造あたりのCO2排出量の低減が期待できる。  
よって、ターゲット9.4「2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。」への貢献が期待できる。

出所：日本総研作成

## (2) 組織のESGの取り組み及び情報開示

シキボウのESGの取り組みと情報開示をレビューした結果、企業経営において、良好な取り組みと情報開示を実施していると判断する。



「**環境面**」：シキボウは、環境負荷低減の面では、工場における太陽光発電の活用や照明のLED化を全社で進めており、温室効果ガス削減については2030年に2013年比▲46%以上、2050年にカーボンニュートラルを目指す目標を有している。製品を通じた環境への貢献の面では、繊維及び産業材（産業資材・機能材料）セグメントでそれぞれ顧客特性に応じて環境負荷低減に貢献する製品群を有している。



「**社会面**」：シキボウは、「シキボウ行動規範」「シキボウ行動指針」「シキボウ行動基準」により公正な経済取引、顧客利益の保護、労働安全衛生、購買活動等について明記、開示している点を評価する。従業員や管理職層における多様性の確保は、さらに拡大を進める段階にある。



「**ガバナンス面**」：経営トップによるサステナビリティへのコミットメントや、組織としてのSDGsへの貢献意欲を確認した。シキボウは自社のホームページ等において、対象事業による環境面・社会面でのポジティブインパクトを開示する予定である。環境面・社会面のポジティブインパクトに関しては、インパクトレポートにおけるKPI等、具体的な開示項目について今後検討が必要である。これらの開示は、少なくとも年に一度、対外的に実施する予定であることから、情報開示の頻度は適切と考える。

## (3) 結論

レビューの結果、シキボウの対象事業は、経営理念の実現に資するとともに、環境面・社会面でのポジティブインパクト創出が見込まれ、さらに、SDGsの達成への貢献も期待できる。今後、シキボウにおいて、定量的なインパクト評価の継続的な実施を期待する。また、企業経営において良好なESGの取り組み及び情報開示を実施していると判断し、今後さらにインパクト創出に向けた基盤を充実させていくことを期待する。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役 山本顕三）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼いたしました。赤坂国際会計は、権利行使期間、権利行使価額、当社普通株式の

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

株価、株価変動率、予定配当額及び無リスク利率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動、株式保有動向、並びに株式処分コストに関する一定の前提条件（当社が継続的に行使指定を行うこと、当社からの通知による取得が行われないこと、割当予定先は当社からの行使指定に応じて市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先が本新株予約権を行使する際に当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること等。）を設定の上、実施しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個あたりの払込金額を、当該評価と同額となる金496円としました。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- (i) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、赤坂国際会計がかかる専門知識・経験を有すると認められること
- (ii) 赤坂国際会計と当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないため、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (iii) 当社取締役がそのような赤坂国際会計に対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- (iv) 赤坂国際会計から当社実務担当者及び監査等委員会への具体的な説明が行われた上で、評価報告書が提出されていること
- (v) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、赤坂国際会計の評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- (vi) 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から取締役会になされておられ、また、本新株予約権の発行の適法性に関する法律意見書を当社法律顧問から受領していること

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大1,250,000株（議決権12,500個相当）であり、発行決議日現在の当社発行済株式数11,810,829株（2023年9月30日現在の総議決権数116,053個）に対して占める割合は最大10.58%（当社議決権総数に対し最大10.77%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、上記「2. 募集の目的及び理由（3）本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、本新株予約権の発行により、過度の希薄化を招かない範囲で今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数1,250,000株に対し、当社普通株式の過去6か月間における1日あたり平均出来高は55,959株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ、③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により交付され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要 (2023年3月31日現在)

① 商号	野村証券株式会社		
② 本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 奥田 健太郎		
④ 事業内容	金融商品取引業		
⑤ 資本金の額	10,000百万円		
⑥ 設立年月日	2001年5月7日		
⑦ 発行済株式数	201,410株		
⑧ 事業年度の末日	3月31日		
⑨ 従業員数	14,241名(単体)		
⑩ 主要取引先	投資家並びに発行体		
⑪ 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社りそな銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、農林中央金庫		
⑫ 大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%		
⑬ 当社との関係等			
資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：4,869株 当社が保有している割当予定先の株式の数：－		
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社の主幹事証券会社であります。		
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態(単体)			
決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
純資産	642,888	618,868	585,287
総資産	12,121,762	12,830,957	14,373,239
1株当たり純資産(円)	3,191,937.74	3,072,678.67	2,905,948.96
営業収益	647,856	580,076	587,186
営業利益	122,322	74,660	44,349
経常利益	122,087	74,790	44,331
当期純利益	85,617	67,542	33,557
1株当たり当期純利益(円)	425,088.64	335,345.89	166,611.84
1株当たり配当金(円)	422,025	335,000	166,600

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、東証の取引参加者であるため、東証に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出を要しません。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、野村証券株式会社が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、①当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

## (3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先である野村証券株式会社は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。一方で、野村証券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の割当予定先である野村証券株式会社の2023年6月29日付第22期決算公告における2023年3月31日時点の貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：1,336,652百万円、流動資産計：14,286,475百万円）を保有していることを確認しております。

## (5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社取締役会長である清原幹夫、当社代表取締役社長執行役員である尻家正博、当社取締役常務執行役員である加藤守及び当社取締役（監査等委員）である竹田広明は、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社普通株式の貸株を使用する予定であり、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の貸株は使用しません。

なお、清原幹夫、尻家正博、加藤守及び竹田広明は、当社の株価や株式市場の動向、本新株予約権の行使の進捗状況等を勘案し、割当予定先へ貸株の返還を請求する可能性があり、その旨を割当予定先へ通知しております。

## (6) その他

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先である野村証券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」②乃至④に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

＜割当予定先による行使制限措置＞

① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における発行会社普通株式の終値（ただし、本新株予約権の行使価額の調整が行われた場合は同様に調整される。）以上の場合、本新株予約権の行使可能期間の最終2か月間等の所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせません。

- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

<割当予定先による本新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記①及び②の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 7. 大株主及び持株比率

募集前（2023年9月30日現在）	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7.17%
シキボウ従業員持株会	4.85%
シキボウ取引先持株会	3.09%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2.94%
東京短資株式会社	2.28%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE（常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	1.69%
株式会社SBI証券	1.59%
株式会社鴻池組	1.43%
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	1.24%
マネックス証券株式会社	1.24%

- (注) 1. 割当予定先である野村證券株式会社は、今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
2. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有する株式のうち、106,238株は当社が導入した役員向け株式給付信託が所有する当社株式であります。なお、当該株式は自己株式として計上しております。
3. 上記のほか、当社保有の自己株式113,058株（0.96%）（2023年9月30日現在）があります。

## 8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高	33,519	35,670	37,893
営業利益	1,196	1,356	1,217
経常利益	936	1,038	1,125
親会社株主に帰属する当期純利益	9	49	1,568
1株当たり当期純利益（円）	0.91	4.38	135.31
1株当たり配当金（円）	40.00	40.00	50.00
1株当たり純資産（円）	2,869.61	2,745.79	2,875.97

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024年3月8日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	11,810,829株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	-株	-%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
始値	979円	1,006円	891円
高値	1,300円	1,006円	1,105円
安値	915円	865円	832円
終値	995円	891円	1,005円

② 最近6か月間の状況

	2023年10月	11月	12月	2024年1月	2月	3月
始値	1,091円	1,066円	1,099円	1,100円	1,205円	1,238円
高値	1,112円	1,102円	1,099円	1,239円	1,247円	1,238円
安値	1,033円	1,038円	1,049円	1,091円	1,163円	1,188円
終値	1,066円	1,093円	1,095円	1,217円	1,247円	1,219円

（注）3月の株価については、2024年3月7日現在で表示しております。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年3月7日
始 値	1,223 円
高 値	1,228 円
安 値	1,217 円
終 値	1,219 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による自己株式の処分（株式給付信託への追加拠出に伴うもの）

処 分 期 日	2022年5月30日
調 達 資 金 の 額	43,850,000 円（差引手取概算額）
処 分 価 額	1株につき877円
処分時における 発行済株式総数	11,810,829株
処分株式数	普通株式50,000株
処分後における 発行済株式総数	11,810,829株
割 当 先	株式会社日本カストディ銀行（信託口）
処分時における 当初の資金用途	取締役等を対象とする株式報酬制度に係る株式給付信託の追加拠出金
処分時における 支出予定時期	2022年5月30日以降
現時点における 充 当 状 況	全て充当されています。

(注) 詳細につきましては2022年5月12日付「役員向け株式給付信託への追加拠出に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照下さい。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

## シキボウ株式会社第1回新株予約権発行要項

シキボウ株式会社第1回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）の発行要項は以下のとおりとする。

1. 新株予約権の総数 12,500 個
2. 振替新株予約権 本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「**社債等振替法**」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1,250,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「**交付株式数**」という。）は、100株とする。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第6項の規定に従って行使価額（第4項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第6項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
  - (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
  - (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第6項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に通知する。ただし、第6項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 行使価額は、当初1,219円とする。ただし、行使価額は、第5項又は第6項に従い、修正又は調整されることがある。
5. 行使価額の修正
  - (1) 2024年3月27日以降、第14項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「**修正日**」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「**東証**」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

に終値がない場合には、その直前の終値)の90.5%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「**修正日価額**」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「**修正後行使価額**」という。)

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が854円(ただし、第6項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「**下限行使価額**」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(2)前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第14項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

6. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「**行使価額調整式**」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{時 価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価(本項第(3)号②に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。また、当社及び当社の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役、執行役員、監査役、使用人及び従業員を対象とする株式報酬制度(以下「**株式報酬制度**」という。)に基づき交付される場合には、当該交付の結果、(i)本新株予約権の発行後において株式報酬制度に基づき交付された当社普通株式の累計数及び(ii)本新株予約権の発行後において当社及び当社の関係会社の取締役、執行役員、監査役、使用人及び従業員を対象とするストックオプション制度(以下「**ストックオプション制度**」という。)に基づき発行された新株予約権が全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社の発行済普通株式数(本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割、株式併合又は無償割当てが行われた場合には、当該株式数は適切に調整されるものとする。以下本号③において同じ。)の1%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が1%を超える交付が行われた場合、当該交付に係る調整に際しては、上記規定又は本号③の同様の規定により調整の対象とならなかったそれ以前の交付又は発行も考慮される。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「**当社普通株主**」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号⑤に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、ストックオプション制度に基づき発行される場合には、当該発行の結果、(i)本新株予約権の発行後において株式報酬制度に基づき交付された当社普通株式の累計数及び(ii)本新株予約権の発行後においてストックオプション制度に基づき発行された新株予約権が全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社の発行済普通株式数の1%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が1%を超える発行が行われた場合、当該発行に係る調整に際しては、上記規定又は本号①の同様の規定により調整の対象とならなかったそれ以前の発行又は交付も考慮される。)調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「**取得請求権付株式等**」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予

約権付社債に付されたものを含む。) (以下「取得条項付株式等」という。) に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数 (本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。) が、(i) 上記交付の直前の既発行普通株式数 (本項第(3)号③に定義する。以下同じ。) を超えるときに限り、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii) 上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価 (本⑤において「取得価額等」という。) の下方修正等が行われ (本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日 (以下「取得価額等修正日」という。) における時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第19項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ②行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ③行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- ⑤本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- ⑥本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)(本項第(2)号④においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)(本項第(2)号⑤においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4)本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得、又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

③その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5)本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第5項第(1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(6)本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

7. 新株予約権の行使可能期間 2024年3月27日から2027年3月26日までの期間(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日(機構(第16項に定義する。以下同じ。)の休業日等でない日をいう。)並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の取得条項 (1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2)当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

式移転若しくは株式交付（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会が不要な場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権者に対して本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権者に対して本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(4) 本項第(1)号及び第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の 2 週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。

10. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個あたり 496 円
11. 新株予約権の払込総額 6,200,000 円とする。
12. 新株予約権の割当日 2024 年 3 月 26 日
13. 新株予約権の払込期日 2024 年 3 月 26 日
14. 新株予約権の行使請求及び払込の方法
  - (1) 本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関（社債等振替法第 2 条第 4 項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第 18 項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。
  - (3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
15. 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）
17. 新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
18. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社りそな銀行 大阪営業部
19. 新株予約権行使の効力発生時期等
  - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第 17 項に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

する。

(2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の2銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

20. 単元株式数の定め 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置の廃止等に伴う が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。  
取 扱 い
21. 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村証券株式会社に割り当てる。
22. 申 込 期 間 2024年3月26日
23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金496円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第4項記載のとおりとし、行使価額は当初、2024年3月7日の東証における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。